

英和グループ NEWS RELEASE

2025年11月号

英和コンサルティング
英和税理士法人
TOKYO 経理サポート

東京都品川区西五反田2丁目2番10号
ポーラ第2五反田ビル7F
PHONE: (03)3491-3811 <https://www.eiwa-gr.jp/>

NEWS RELEASE NEWS RELEASE NEWS RELEASE NEWS RELEASE NEWS RELEASE NEWS RELEASE NEWS RELEASE NEWS RELEASE NEWS RELEASE

めざせ『資産運用立国!』新世代の今どき投資事情

「貯蓄から投資へ」から「資産運用立国」
インフレ時代の資産形成!
Z世代が変えていく投資の常識?



日経平均株価が先月27日、史上初の5万円台に乗せました。「貯蓄から投資へ」のスローガンが叫ばれて久しいのですが、インフレと株高を追い風に、資産形成に向けて個人投資家の意識や投資スタイルに変化が見えてきました。

日本の家計金融資産



●投信、株価上昇で過去最高に

9月に日銀が発表した「資金循環統計(2025年4~6月期)」によると、25年6月末での家計の保有預金や株式・保険などの金融資産は前年同期比で1%増の2,239兆円に。株価の上昇やNISA(少額投資非課税制度)の普及などが追い風となり、過去最高を更新しました。

<現金・預金は18年半ぶりの減少>

現金・預金は前年同期比0.1%減の1,126兆円で、マイナスの伸び率は18年半ぶりのこと。キャッシュレス化の進展に加え、他の金融商品(投資信託や個人向け国債など)に資金がシフトしたため。

●タンス預金が13兆円も減少!

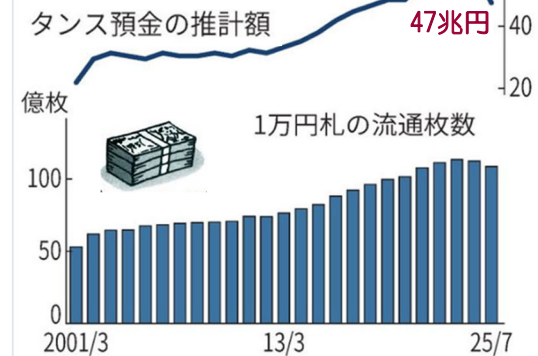
現金を自宅の金庫などに保管する「タンス預金」が今年7月時点で約47兆円になったとか。長く続く低金利により、23年1月には過去最大規模の60兆円まで膨らんでいました。

<超低金利で、預けても利息つかない!?!>

タンス預金は2000年代初めから急増して、03年には30兆円規模に。バブル崩壊後の金融システム不安が消費者心理に影響を与え、手元に現金を抱える人が増え、また長く続いた低金利環境も拍車をかけた。日銀が16年にマイナス金利政策を導入した結果、利息がわずかなので自宅に現金を保管する動きが広まった。

<タンス預金は減少局面に>

資料: 日本経済新聞



(注) 第一生命経済研究所の熊野氏が試算。1万円札の流通枚数は日銀統計から引用。各年3月時点、25年のみ7月時点

●発行残高の半分がタンス預金?

日銀は、試算により、紙幣の発行残高の半分程度がタンス預金などの非取引需要が占めている可能性があるかと判断。24年度の発行残高(金額ベース、約118兆円)から推測すると、タンス預金は約60兆円規模とみていました。

●タンス預金、減少の原因は

24年から減少局面に入ったのはいくつかの要因があるようです。

①金利の上昇

24年3月に日銀がマイナス金利政策を解除し「金利のある世界」が復活。定期預金や個人向け国債などに資金を移す人が増えた。

②物価高の進行

消費者物価指数が前年同月比で8ヵ月連続で3%を超え、タンス預金を生活費に充てるケースも。インフレが進むと現金の価値が低下するので、



「現金を手元に置いておくだけでは損する」と株式や投資信託や金資産に換える動きも活発に。

③新紙幣の発行

昨年7月に新札が発行されたことも一因。旧札は今後も使用できますが、「いつか使えなくなるのでは」との不安から金融機関に預ける人も。

④強盗リスクを意識

近年発生した広域強盗事件で、自宅に現金を置くリスクを意識してタンス預金をやめた人も。

●**滞留マネーが動き出す時！**

タンスに眠っていたお金が社会情勢の変化によって動き出し、預金や消費、投資にどれだけ回るかが今後の経済成長のカギを握ります。

「**資産運用立国**」への道



●**毎月の投資額10万円？**

日本経済新聞の読者対象の「資産運用に関するアンケート」によると、毎月の新規投資額は10万円台が中心であることがわかりました。

＜貯蓄から投資倍増が3割＞

20～40代が積極的に投資をしており、約3割が「3年前に比べ新規投資額を2倍以上に増やした」と回答。24年スタートの**新NISA**をきっかけに、現預金を取り崩して投資に回す動きが出ている。



●**24年ヒット番付の東横綱**

24年上期の日経MJヒット番付、東の横綱は「新NISA」でした。株価の上昇もあり、若い人も資産運用や投資へ関心が高まり、動きも目立つようです。ところが一方では、こんな声も聞こえます。「国はかつて年金は100年安心と言いながら、コロナ禍前には老後は2,000万円必要と態度を一変。今度は『貯蓄から投資へ』、国民は自助努力が必要と言う」と。

●**いつから「貯蓄から投資へ」？**



＜四半世紀前からの国のスローガン＞

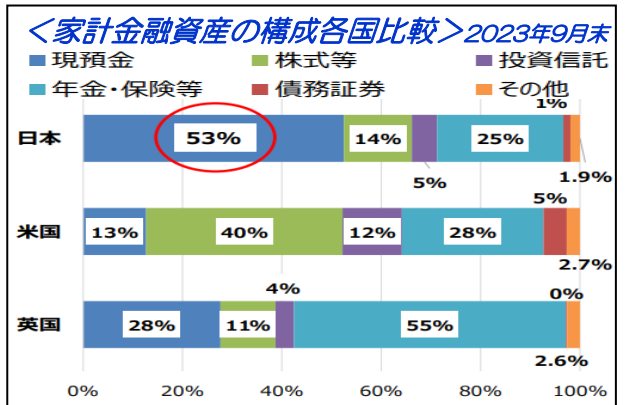
1997/6	橋本内閣	金融の自由化（金融ビッグバン） 株式手数料自由化
2001/6	小泉内閣	骨太の方針で「貯蓄から投資へ」。証券優遇税制スタート
2019/6	金融庁・金融審議会	高齢社会における資産形成・管理「 老後資金2,000万円問題 」
2022/11	岸田内閣	資産所得倍増計画プラン 「 貯蓄から資産運用立国へ 」

1997年の橋本内閣の「金融ビッグバン」で株式手数料が自由化に。「貯蓄から投資へ」が国のスローガンとして世に出たのは、01年小泉内閣の「骨太の方針」です。

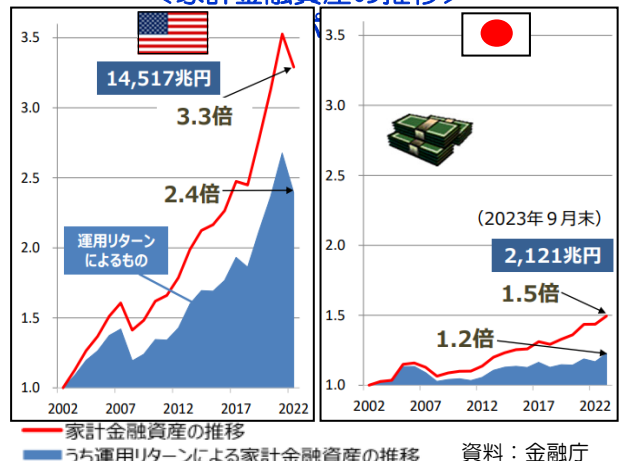
●**投資に向けない家計資産！**



日本では家計金融資産の多くを現預金が占めおり、金融資産の推移では大きな差が。統計では米国では2002～22年末で家計金融資産が3.3倍に。一方、日本は23年9月までをみても1.5倍増に留まっています。



＜家計金融資産の推移＞



●**金融庁「資産運用課」を新設！**

今年7月、新事業年度に合わせて金融庁に「資産運用課」が発足。同庁が統廃合を伴わない課を新設するのは2000年の発足以来初めて。金利が上昇し、貯蓄から投資への流れの加速は急務で、岸田前々政権は「資産運用立国」を主要政策に位置付けていました。

●高市内閣、岸田路線を継承！

高市首相の経済政策の司令塔「日本成長戦略本部」が始動しました。岸田元首相が本部長に就き、「貯蓄から投資へ」を促す『資産運用立国』路線を5年越しで引き継ぎます。

新世代の運用・投資事情

●NISA導入から10年で！



そもそも「NISA」とは

将来の資産形成を支援する非課税投資制度で、英国の「ISA」(Individual Saving Account = 個人貯蓄口座)をモデルに日本版ISA (Nippon ISA) という愛称に。

NISA口座で運用した利益(売却益・配当等)が非課税になる制度で14年にスタート。

2014年	2016年	2018年	2024年
一般NISA	ジュニアNISA	つみたてNISA	新NISA

24年1月にはNISA制度を抜本的に拡充・恒久化した新NISAが開始。「個々人のライフプランやライフステージに応じて若年期から高齢期まで、安定的な資産形成に向けて柔軟に活用できる制度」と謳っています。

●若い現役世代にNISA定着！



<新NISA元年「投信つみたて」定着へ>

日本の個人に「長期・分散・積み立て」の資産形成が根付いてきた。新NISA元年の24年の買付け総額は約13兆円で、うち3割は毎月一定額の投資信託を購入する「つみたて投資枠」を使ったもので、若い世代ほど比率が高く、20代では5割に迫るとか。(2025年2月2日 日本経済新聞)

<年代別NISA投資額>

年代別	つみたて枠	成長投資枠	つみたて比率
10代	52億円	168億円	24%
20代	4653	5397	46
30代	1兆615	1兆6216	40
40代	1兆26	1兆9988	33
50代	7642	1兆9511	28
60代	3548	1兆5412	19
70代	988	1兆1011	8
80代以上	191	3903	5
全世代	3兆7719	9兆1608	29

(注)証券大手10社の2024年の年代別買付け額を基に集計

●NISAで個人マネー復活の兆し

<オルカン最高値更新、個人マネー流入>

新NISAで最も人気の投信「eMAXIS Slim全世界株式(オール・カントリー)」「オルカン」の基準価格が1月の最高値(2万8,060円)を更新。株高と円安進行を追い風に海外株投信への個人マネーの流入が回復している。(2025年7月15日 日本経済新聞)

●高校で金融教育がスタート！

若い世代が資産形成を行うにあたり、若い

うちから「金融リテラシー」(金融知識・判断能力)を身につけるべきだと言われます。22年4月から、新指導要領に基づき高校の家庭科などで金融教育の授業が始まっています。

<金融リテラシー、世界主要国比較>

金融広報中央委員会公表の「金融リテラシー調査2019年」によると、日本人の金融リテラシーは世界の主要国と比較して低いことがわかる。金融知識に関する共通問題を英国、ドイツ、フランスと比較したところ、4カ国中最も低かった。

●高校生の7割が投資に興味！



ある調査では、金融教育の授業を受けた高校生の3割が「影響を受けた」とし、投資への関心は高く7割が興味を持っていると回答。すでに4.7%が投資を始めており、家庭でお金に関して教えられる機会がある割合は半数を下回っていますが、ケースによっては親に強い影響を受けていることがわかりました。

●給料の20%以上を投資に？

日本の個人投資家の意識が変わり始めたという声。けん引役は「Z世代」を筆頭とする若年層です。デジタル化の加速で投資環境も様変わりしています。

<Z世代は真のデジタルネイティブ>

「Z世代(1997年~2012年頃生まれ)」は生まれた時からインターネットやモバイルデバイス、SNSが身近にあり、スマホを使いこなす世代。

日本経済新聞社の調査によると、給料などの定期収入の何%を資産運用に回すかの質問に、Z世代は「10%以上」が62%、「20%以上」が36%で、「50%以上」が7%も。

●Z世代が変える投資の常識？

スマートフォンとアプリで誰もが投資始められる時代です。TikTokやYouTubeで投資の基礎を学び、暗号資産やAI関連企業にも果敢に挑戦するZ世代は投資の新しい潮流に。

<Z世代の投資行動をチェック>

1. 投資先行型 「資産形成は早く始めるほど効果的」との認識で、Z世代の3割が大学在学中に投資を開始と回答。
2. 投資指南役はSNS 証券マンやFPでなく、SNS上で投資情報を発信する金融系インフルエンサーも活用。
3. 価値観に基づいた投資 海外志向の投資や投資企業の理念などを重視

Z世代は「物心ついた頃にはデフレが終わり、円安の加速で、インフレで将来の円の価値が目減りしていくリスクの中、少子高齢化の進展で将来の年金は当てにできないという将来への不安」が、彼らの資産運用や投資行動を後押ししているようです。

大改正！今年の年末調整のポイントは？

●給与所得控除と基礎控除の増額

◆給与所得控除の最低保証額を10万円増額

給与所得控除の最低保証額は、「給与収入162万5,000円以下：55万円」から「給与収入190万円以下：65万円」へと10万円増額されて、対象者も増えました。

◆基礎控除は48万円から最大95万円へ増額

基礎控除は合計所得2,350万円以下を対象に増額され、一律48万円から、所得に応じ58万円から最大で95万円に増えました。なお合計所得2,350万円超の基礎控除について改正はありません。

合計所得金額	給与収入	基礎控除額		
		令和7年 令和8年	令和9年 以後	改正前
132万円以下	2,003,999円以下	95万円	95万円	48万円
132万円超 336万円以下	～4,751,999円以下	88万円	58万円	
336万円超 489万円以下	～6,655,556円以下	68万円		
489万円超 655万円以下	～8,500,000円以下	63万円		
655万円超 2,350万円以下	～25,450,000円以下	58万円		
2,350万円超 2,400万円以下		48万円	48万円	48万円
2,400万円超 2,450万円以下		32万円	32万円	32万円
2,450万円超 2,500万円以下		16万円	16万円	16万円
2,500万円超		0円	0円	0円

●扶養家族の年収制限の緩和

いわゆる103万円の壁の撤廃で、扶養の年収制限が緩和され、所得58万円以下（給与年収なら123万円以下）の家族が対象となりました。

- ・扶養控除（16～18歳の子など）：38万円
- ・扶養控除（70歳以上の同居の親）：58万円
- ・配偶者控除：38万円（ただし納税者自身が所得1,000万円以下の場合に限る。）など

19歳から22歳の子は親に優しい新制度登場！

“特定親族特別控除”という新しい所得控除制度も登場し、19歳～22歳の子のアルバイト収入が150万円以下（改正前は103万円）なら、親は63万円の控除がとれることに。子の年収188万円までなら低減しながらも一定の控除がとれます。

子のアルバイト収入	扶養控除/ 特定親族特別控除
0万円～150万円以下	63万円
150万円超 155万円以下	61万円
収入+5万円増に伴い、 控除額は▲10万円ずつ減少	...
175万円超 180万円以下	11万円
180万円超 185万円以下	6万円
185万円超 188万円以下	3万円

●今年の年調の注意ポイント



今回は大改正ですので、昨年の書類を参考されるとかえって混乱する可能性も…。

改正箇所をきちんとおさえておきましょう。

◆基配所から基配特所へと4つの申告書が1枚に！

“特定親族特別控除”が加わったため、

①基礎控除、②配偶者控除、③特定親族特別控除、④所得金額調整控除の4項目が1枚の書類にまとめられました。

◆3年間の基礎控除の変動に注意！

給与収入が200.4万円から850万円以下の場合、令和7年、8年の2年間だけ基礎控除が上乘せされますが、令和9年から上乘せがなくなり一律58万円に！今後3年間は、基礎控除の適用には十分ご注意ください！

◆扶養要件見直しに注意！

扶養対象かどうかは、“所得58万円以下（改正前48万円）”が判断基準となります。配偶者控除と配偶者特別控除の境界線も同様です。寡婦、ひとり親、障害者控除にも影響があるのでご注意ください！

◆マル扶一令和7年分と令和8年分はココが違う！

令和7年までの“控除対象扶養親族”欄が、令和8年から“源泉控除対象親族”欄に変わります。

扶養対象となる家族（所得58万円以下）だけでなく、「所得100万円以下の特定親族（19歳～22歳の子など）」も記載することになります。

